

あなたの
農業用機械を
守れるのは
あなただけです

—— 農業用機械の保険に加入しましょう ——

近年、自然災害によってたくさんの農機が被災しています。

昨年まで浸水しなかったご自宅の農機倉庫が、次は浸水するかもしれません。

想像してみてください。農機が使えなくなったら、どうしますか？

浸水被害の恐れが迫った時、まずは早めに農機を避難場所に移動させましょう。

しかし、人命が優先ですので、避難させている時間がないかもしれません。

もしも農機が被災した場合、農機の保険に加入しておけば、

修理や再取得のための費用負担が少なくなり、あなたの農業経営へのダメージを軽減することができます。



詳しくは裏面をご覧ください

あなたの農業用機械を守るために

1 大雨前には**事前に農機を避難**させてください

事前に農機の**避難場所の確認**や**避難の手順**などを決めておきましょう。
大切な農機を守り経営のリスクを減らすことができます。



2 避難ができない場合に備えて**農機の保険**に加入しましょう

保険(共済)によって加入できる農機の種類や補償内容、保険料(共済掛金)に違いがあります。
ご自分の経営にあった保険(共済)を選びましょう。



保険の種類	JA	自動車共済	対人・対物賠償+車両保障で、自然災害時を保障対象に
		建物更生共済 My家財プラス	納屋、倉庫に収納中の農機具類を保障対象に ※個人所有のもので、住宅物件で引き受けされる同一敷地内の納屋、倉庫に収納中の農業用機械器具を家財家具として取り扱うため、保障対象となります。
	NOSAI	農機具損害共済	トラクター、田植機、乗用管理機など18種類で新品で60万円以上の機械が加入できます ※対人・対物補償はありません
	民間損害 保険会社	自動車保険	対人・対物補償+車両保障で、自然災害時を補償対象に
		動産総合保険	補償対象となる農機はお問い合わせください

保険料と補償の例

農機具損害共済(NOSAI) **新品500万円で購入した乗用トラクター(7年目まで)** の場合

保険料 25,000円/台(1年間) 新品価額1万円当たり50円(事務費込み)

補償例



自然災害で**使用不能**となった場合
最大で**500万円の**
共済金が支払われます



自然災害で**修理**が必要になった場合
修理費の一部または全部が
共済金として支払われます

※いずれの場合もNOSAIの審査があり共済金の一部が支払われない場合(免責)もあります。 ※経過年数8~14年目の場合は、新品価額の70%(新品で500万円の場合は350万円)、15年以上の場合は50%(新品で500万円の場合250万円)が最大補償金額となります。

- ！ 保険加入の際に **必ず確認しましょう**
- 自然災害による被害は補償対象か？
 - 農機を契約時の場所とは別の場所に避難させた場合、補償対象になるか？

保険の詳細内容は、お近くのJA、NOSAI、損害保険会社代理店へお問い合わせください

お問い合わせ先

佐賀県 生産者支援課

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号 ☒ seisanshashien@pref.saga.lg.jp
TEL 0952-25-7364 FAX 0952-25-7271

